

東浦町 障害者活躍推進計画 取組状況(令和5年度)

機関名	水道事業及び下水道事業
任命権者	町長

目標	
1 採用に関する目標の達成度	令和7年6月1日時点の実雇用率として、3.0%を超えることを目標とする。 →令和5年度実雇用率 3.29%(特例認定を受けているため、各機関の合算による雇用率)
2 定着に関する目標の達成度	不本意な離職は生じていない。 ※障害者である職員とは、障害者雇用率制度上の障害者である者を指す。 ※定年退職者及び任期満了による退職者は、離職者として計上しない。

取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	障害者雇用推進者は令和6年4月1日に秘書人事課長を選任済。また、障害者職業生活相談員は令和5年4月1日に秘書人事課人事係長を既に選任済。
(2)人材面	新規採用職員に対し、障害を理由とする差別解消の推進を図るため、合理的配慮に関する研修を内部講師により実施。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	障害特性を踏まえ、適正な職務選定に努め、必要に応じて秘書人事課職員による面談を実施し、勤務状況の確認と共に、適正な人事管理を行った。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)募集・採用	募集及び採用にあたっては、以下の取り扱いを行ってない。 ①特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。 ②自力で通勤できることといった条件を設ける。 ③介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設ける。 ④その他、障害者への差別に該当する取り扱い。
(2)その他の人事管理等	定期的な面談の設定と共に必要に応じて随時面談を実施し、当該計画の進捗状況の点検及び把握に取り組んだ。